

日野市住宅耐震化及び住宅ストック改修に関する補助金のご案内

お問い合わせ先

日野市役所 まちづくり部 都市計画課 住宅政策係

住所:日野市神明1丁目12番地の1

電話番号:042-514-8371 (直通)

メールアドレス:tosikei@city.hino.lg.jp

制度を改正しました

箇所が改正した箇所

日野市では、安全で安心な住環境の整備を推進するため、市民の皆様が、木造住宅の耐震診断・耐震補強工事、住宅のバリアフリー改修工事・断熱改修工事を行う際の経費の一部を補助しています。

①木造住宅の耐震診断

予想される大地震に対して、その木造住宅が必要な耐震性能を保有しているかを判断するための調査です。

対象建築物	以下の要件のすべてに該当すること ○市内に所有する居住用の一戸建て住宅（賃貸住宅も含まれます） ○木造住宅（在来軸組工法以外の工法も含まれます。※） ○昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること ※一般社団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断による耐震診断が可能なものを対象とします。
対象事業の金額	診断機関が行った木造耐震診断に要する経費（消費税も含む）で 2 万円以上のもの
補助額	耐震診断費用の 3 分の 2 以内の額で上限 8 万 8 千円まで
診断機関	以下のいずれかに該当すること ○一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部 ○東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく登録事務所

②木造住宅の耐震改修工事

大地震に対して耐震性能が不足している木造住宅について、耐震性能を一定以上向上させる工事です。

対象建築物	①の耐震診断の対象建築物と同様
対象工事	○耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅を 1.0 以上にする耐震改修工事 ○耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満である木造住宅を除却し、建替えをする工事
対象事業の金額	木造住宅耐震改修工事に要する経費（消費税も含む）で 10 万円以上のもの
補助額	耐震改修工事の費用の 5 分の 4 以内の額で上限 80 万円まで。ただし市内業者が行う工事は上限 100 万円まで。

③住宅のバリアフリー改修工事

高齢化等により身体能力が低下した場合に、支障なく自立した生活が営めるように実施する工事です。

対象建築物	以下の要件のすべてに該当すること ○市内に所有する居住用の住宅（賃貸住宅も含む。集合住宅にあっては専有部分に限る） ○築 1 年以上経過したもの ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること
対象工事	主な内容 a. 段差を解消する工事 b. 廊下及び出入口の幅を確保する工事 c. 低い浴槽に交換する工事 d. 手すりを居室、浴室、階段、廊下、トイレ及び玄関に設置する工事 e. ホームエレベーター又は階段昇降機を設置する工事 f. いす座又は車いす対応キッチンを設置する工事 g. 高齢者又は身体障害者対応のトイレ及び洗面所を設置する工事
その他要件等	○ <u>高齢（概ね 60 歳以上）、または身体の障害等に伴い、身体機能が低下のおそれがあること。</u> ※ <u>市内業者だけでなく、市外業者でも補助対象となります。</u>
対象事業の金額	バリアフリー改修工事に要する経費（消費税も含む）で 10 万円以上のもの
補助額	バリアフリー改修工事の費用の 10 分の 1 以内の額で上限 20 万円まで

新たに補助対象に
追加しました

④木造住宅の断熱改修工事

住宅の省エネルギー性能を向上させる目的で行う壁面等に断熱材等を充填する工事です。

対象建築物	以下の要件のすべてに該当すること ○市内に所有する居住用の一戸建て住宅（賃貸住宅も含みます） ○木造住宅 ○築 1 年以上経過したもの ○併用住宅の場合、床面積の 2 分の 1 以上を住宅として使用していること
対象工事	対象住宅内の 1 つ以上の室内に面している天井・床・壁・屋根裏（壁面等）の内部に断熱材等を充填し、その壁面等の断熱性能を向上させる工事（その他同等の断熱性能の向上となる工法も含む）で、次の要件に該当すること ○室内の壁面等のうち外気に接する壁（窓・扉を除く）の全ての断熱改修工事すること ○使用する断熱材が評価方法基準に規定する断熱等性能等級 4 の性能を有するもの又はその壁面等が同等の性能を有すること
対象事業の金額	断熱改修工事に要する経費（消費税も含む）で 10 万円以上のもの
補助額	断熱改修工事の費用の 6 分の 1 以内の額で上限 20 万円まで

◇補助対象者（申請できる方）

この補助金を申請する方は、次に掲げる要件のすべてを満たしている必要があります。

- 補助対象住宅の所有者であること
- 補助対象事業完了後、当該補助対象事業により施工された住宅を居住の用に供すること
- 市税を交付申請日において滞納していないこと
- 市で実施している各種資金の貸付を受けている場合は、その返済を申請日において滞納していないこと
- 東京都暴力団排除条例、日野市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと

◇ご注意ください

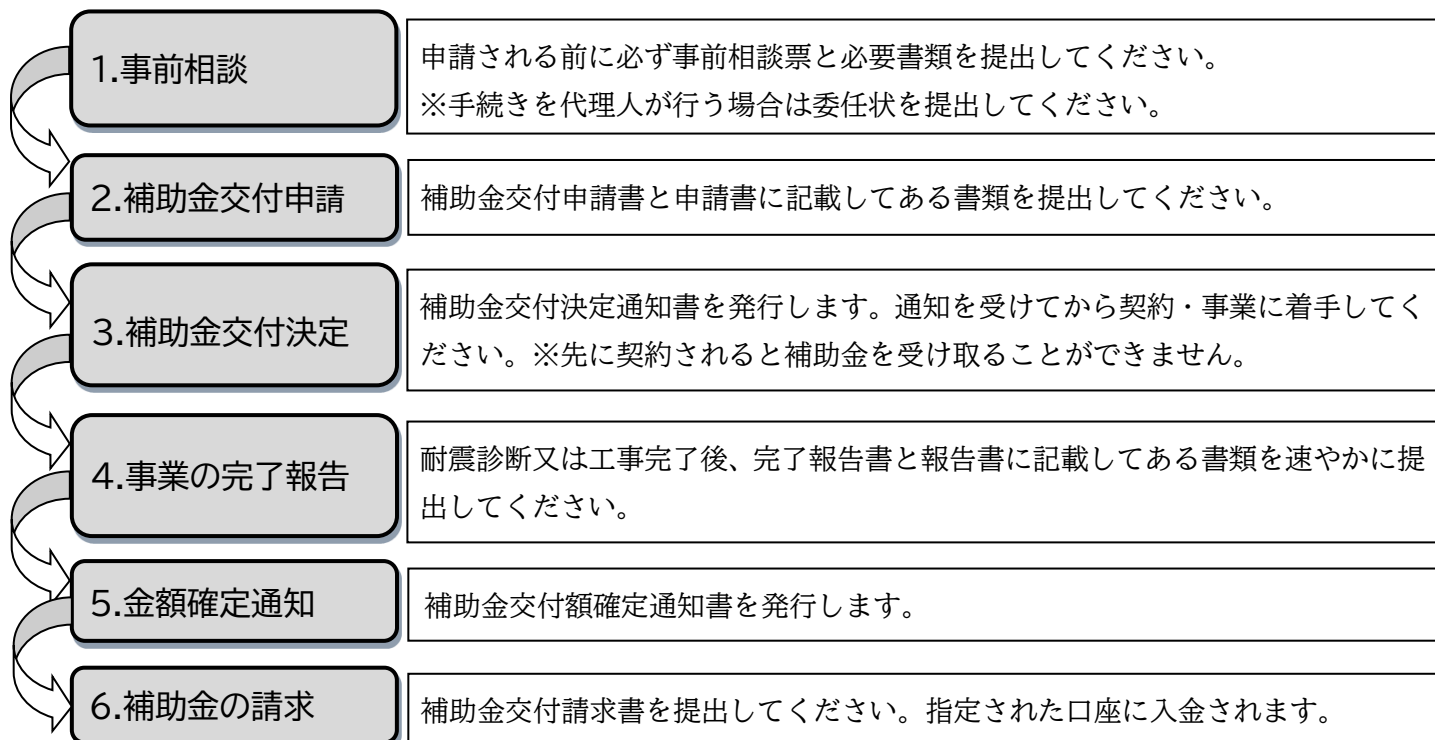
この補助金を申請するには、次に掲げる要件のすべてを満たしている必要があります。

- 該当事業の契約をしていないこと
- 申請した年度内に事業が完了すること（受付は12月28日まで、休日の時はその前日）
- 過去に同様の補助金を市から受けていないこと

条件を満たしていれば補助金の併用が可能です。 ※上限は100万円(市内業者の場合は120万円)

- 補助対象とする工事内容が重複していない場合は、耐震改修工事とバリアフリー改修、断熱改修工事の補助金が併用できます。（補助上限額100万円：例 耐80万円+バ12万円+熱15万円=107万円→100万円）
- 耐震診断実施後（補助金の請求まで完了）であれば、耐震改修工事又はバリアフリー改修工事の補助金が申請できます。（耐震診断の補助金を受けてない場合も耐震改修工事の補助金は申請できます）

◇手続きの流れ



◇耐震改修又はバリアフリー改修工事を実施した住宅の税制

○固定資産税の減額措置(耐震改修工事を実施した住宅)

概要	昭和 57 年 1 月 1 日以前に建築された住宅を耐震改修した場合、当該住宅に係る固定資産税額（1 戸あたり 120 m ² 相当分までに限る）について、耐震改修が行われた年の翌年度分を 2 分の 1 に減額します。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 3 月 31 日までの間に耐震改修が完了すること ・耐震改修に要した費用の額が 1 戸あたり 50 万円を超えること
申請方法	改修後 3 か月以内に検査機関等が発行する現行の耐震基準に適合した工事であることを証する証明書（用紙は市役所 1 階資産税課にあり）及び、工事費用が分かる書類を申告書に添付し資産税課へ

○所得税の特別控除(耐震改修工事を実施した住宅)

概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅を耐震改修した場合について、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%が、その年分の所得税額から控除されます。
申請方法	<p>確定申告の際、明細書、登記事項証明書、増改築等工事証明書等(※)の書類を税務署へ提出</p> <p>※登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかで発行する増改築等工事証明書、または日野市都市計画課が発行する住宅耐震改修証明書が必要</p>

○固定資産税の減額措置(バリアフリー改修工事を実施した住宅)

概要	一定の個人(※)が、自己居住の用に供する家屋のバリアフリー改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（1 戸あたり 100 m ² 相当分までに限る）について、工事が完了した年の翌年度分の 3 分の 1 を減額します。※65 歳以上、要介護又は要支援者、障害者等のいずれかに該当する方が対象
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新築された日から 10 年以上経過し、床面積が 50 m²以上 200 m²以下であること ・階段、浴室、トイレ等のバリアフリー改修で補助金等を除く自己負担金が 50 万円を超えること
申請方法	改修後 3 か月以内に必要書類を申告書に添付し資産税課へ

○所得税の特別控除(バリアフリー改修工事を実施した住宅)

概要	一定の個人(※)が、自己居住の用に供する家屋について、バリアフリー改修工事を行った場合において、当該工事に係る標準的な工事費用相当額（上限 150 万円又は 200 万円）の 10%が、その年分の所得税額から控除されます。※50 歳以上、要介護又は要支援者、障害者等のいずれかに該当する方が対象
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な工事費用相当額(補助金等を除く)が 50 万円(平成 26 年度までは 30 万円)を超えるもの ・住宅引渡し又は工事完了から 6 ヶ月以内に居住の用に供すること
申請方法	<p>確定申告の際、明細書、登記事項証明書、増改築等工事証明書(※)、介護保険被保険者証写し等の書類を税務署へ提出</p> <p>※登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかで発行</p>

この他省エネ改修、同居対応改修、長期優良住宅化リフォームを実施した住宅についても所得税又は固定資産税の特別控除等の税制措置があります。